

テクニカルライティング補足レジュメ
「事実の記述」と「意見」

1. 事実の記述の定義 (木下是雄, 『レポートの組み立て方』, ちくま学芸文庫, 1994, p.37)

- (a) 自然に起こる事象 (某日某地における落雷) や自然法則 (慣性の法則) ; 過去に起こった, またはいま起こりつつある, 人間の関与する事件の記述で,
- (b) しかるべきテストや調査によって真偽 (それがほんとうであるかどうか) を客観的に判定できるもの

例. この本の著者は 1942 年生まれである.
(仮に筆者の勘違いであったとしても, 「事実」として記述されたものならば)

* 引用の記述 (上掲書, p.38)

他人の言ったこと, または何かに書いてあることを, 「その人の言ったこと」として, あるいは「何々に書いてあること」として述べたもの. 出所を確認する道が示されていれば, 事実の記述とされる.

例. A 書によれば, 成人してのち, 家宣は徳川幕府の第七代将軍になった.
(実際には七代将軍は家継で, 家宣は六代将軍)

2. 意見に含まれるもの (上掲書, pp.39-41)

- 1. 推論 (inference) ある前提にもとづく推理の結論, または中間的な結論

例. 彼は (息をはずませているから) 走ってきたにちがいない

- 2. 判断 (judgement) ものごとのあり方, 内容, 価値などを見きわめてまとめた考え.

例. この短編は彼女の最高の作品である

- 3. 意見 (opinion) 上記の意味での推論や判断; あるいは一般に自分なりに考え, あるいは感じて到達した結論の総称

例. 駅および車内の放送は必要最小限にとどめて, 騒音防止につとめるべきだ

- 4. 仮説 (hypothesis) 真偽のほどはわからないがそれはテスト (その考えを支持する材料または反証になりそうな材料の吟味) の結果を見て判断するとして, 仮に打ち出した考え, 意見の中にかぞえられるが, <仮の意見>である. 正当な手続きを踏み, 先入観にとらわれず吟味をおこなった結果がその仮説を支持すれば, 仮説は理論に昇格する

- 5. 理論 (theory) 証明になりそうな事実が相当にあるが, まだ万人に容認させる域には達していない仮説

例. 進化論 (昔は仮説であった)

* 法則 (上掲書, p.41)

すべての人が容認せざるを得ないほど十分な根拠のある理論は法則 (law) と呼ばれ (たとえばエネルギー保存の法則), 意見ではなく事実のカテゴリーに分類される.

3. 事実を書く際の留意点 (上掲書, p.154)

- (a) その事実に関する情報の中で、何を書き、何を捨てるかを十分に吟味せよ
- (b) それを、ぼかした表現に逃げずに、できるだけ明確に書け
- (c) 事実の記述には主観の混入を避けよ

4. 意見を書く際の留意点（上掲書, p.158-159）

- (a) 誰の意見なのかを明示せよ
- (b) 自分の意見は、出きるだけ明確に、ぼかさずに書け
- (c) 意見の根拠（となる事実）と、その意見を立てるに至る筋道とをきちんと書け

・基本形は「私は、・・・と考える（想定する、推論する、思う、感じる, etc.）」

例1. 私は、この火事の原因は漏電であったと考える

例2. この火事の原因は漏電であった